

高齢者世帯等住宅除雪援助事業

住宅の屋根除雪等を自力で行うことが困難な湯沢町に住所を有する高齢者世帯等に対して、冬期間（12月1日から3月10日まで）の除雪等に係る費用の一部を援助することで、生活の安全確保と心身の安定を図ることを目的とした事業です。

【対象者】

- ① 70歳以上の高齢者世帯（一人暮らし高齢者含む）
- ② 世帯員全員が身体障害者手帳を有する者（1～4級）
- ③ 母子世帯（母と15歳以下の子どものみ世帯）
- ④ その他要援護世帯

但し、下記の条件に該当する場合は対象外となります。

- ・生活保護世帯
- ・町民税課税世帯（今年度からは均等割課税世帯も対象外となります。）
- ・現に居住していない住宅
- ・親戚等の協力が得られる世帯（子供や孫などの協力を優先して下さい。）
- ・世帯員のどなたかが、世帯外の方の税法上の扶養親族となっている世帯

【対象費用】

- ・屋根の除雪・消雪・融雪に要した費用
- ・屋根からの落雪が日常生活に支障をきたす場合、その処理に要した費用
- ・住宅周辺の日常生活上必要な通路等の除雪・消雪・融雪に要した費用

【助成額の目安】

12月1日から3月10日までの最大積雪深*に応じて、下表を目安に口座振込で支給します。（*最大積雪深は湯沢町役場観測データによります。）

100cm 程度	150cm 程度	200cm 程度
10,000 円	20,000 円	30,000 円

【利用方法】

- ① 利用申請書を、**2月末日までに**湯沢町総合福祉センター内の福祉介護課へ提出して下さい。
- ② 利用決定の通知を受けた方は、3月中旬の締切日までに担当地区民生委員を通して「除雪実施報告書」と(申請者名の)領収書の写しを提出して下さい。

【問合せ先】

湯沢町総合福祉センター内 湯沢町役場福祉介護課 784-4560
湯沢町社会福祉協議会 784-4111

その他、地区担当民生委員へご相談下さい。